

# 國學院大學學術情報リポジトリ

田中頼庸の神道観：

『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸浪, 裕之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001955">https://doi.org/10.57529/00001955</a>

# 田中頼庸の神道観

—『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に—

戸浪裕之

## 要旨

本論文の目的は、明治初期の国民教化運動（大教宣布運動）をめぐる諸問題のうち、当時、国民教化を担った教導職が、どのような神道観を表明していたのかを、國學院大學の学術資産（本論文では「三条教則」衍義書を使用する）を用いて考察することにある。同時にそれを通して、教導職における「教化」の意味について考察することも目的としている。本論文は、その事例研究の一つとして、伊勢神宮の大宮司を務め、最終的に教導職の最高位である大教正（当時は権少教正）になった田中頼庸（天保七年—明治三十年・一八三六—一九七）の『三条演義』（國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター「河野博士記念室」所蔵。明治六年四月刊・大教院蔵板）を中心に考察したものである。

これまで「三条教則」衍義書に関する研究は、概して仏教者による衍義書の分析が多く、神道者による衍義書の分析はあまりなされてこなかった。田中頼庸の『三条演義』は、「三条教則」衍義書中の「白眉」として高い評価を得たものであり、当時の国民教化運動に影響を与えたという点から、ここで取りあげる意味はあるだろう。本論文では、『三条演義』のみを取りあげて考察したが、『三条演義』の主眼は「祭政一致」の国体であり、それを国民に対して明らかにすることが、田中にとっての「教化」であったことを述べた。

## キーワード

田中頼庸、『三条演義』、河野博士記念室、造化（鎔造）説、祭政一致

## 一 はじめに

本論文の目的は、明治初期の国民教化運動（大教宣布運動）をめぐる諸問題のうち、当時、国民教化を担った教導職が、どのような神道観を表明していたのかを、國學院大學の学術資産を用いて考察することにある。同時にそれを通して、教導職における「教化」の意味についても考えてみたい。具体的には、明治五（一八七二）年四月、教部省が国民教化の基準として、教導職に交付した「三条教則」<sup>1</sup>の衍義書（＝解説書）を資料としながら、教導職の神道観を考察していく。「三条教則」の衍義書を取りあげたのは、教導

職の神道観を考察する上で、これが適当であると判断したからである。本論文では、その事例研究の一つとして、田中頼庸（天保七年—明治三十年・一八三六—一九七）の『三条演義』<sup>2</sup>（明治六年四月刊）を取りあげ、その神道観と「教化」の意味について考察していきたい。

田中頼庸の『三条演義』は、「三条教則」の衍義書中、「白眉」のものとして高い評価を得ていたものであった。<sup>3</sup>それは、松野真維『三条演義翼』（明治六年八月刊）のように、『三条演義』を敷衍した内容の衍義書が出されていることからうかがえる。これまで「三条教則」衍義書に関する研究といえは、概して仏教系のそれを対象にしたものが多く、神道系の衍義書を対象にした

ものは少ない。『三条演義』は、後世において、「一小冊子乍ら此の種の文献（三条教則）衍義書―引用者註）中最も早出且つ広く読まれた書物で、明治初期の神道思想並びに實際運動の源泉となつた価値ある文献」と評価されており、そうした影響力という観点から、ここで改めて取りあげることには意味があるだろう。

はじめに著者田中頼庸の略歴<sup>6)</sup>を述べておこう。田中は天保七（一八三六）年五月、薩摩藩士田中四郎左衛門の子として、鹿児島城下稲荷町に生まれた。通称は藤八、雲岫と号した。十五歳のとき、政争に連座して大島に配流されるが、のちに許され、明治初年には藩校造士館の国学局で国学を講じ、また神社奉行に任じられた。同四（一八七二）年、神代三陵取調に任じられ、彦火出見尊の高屋山上陵の考証に従事した。また同年、神祇省に出仕し、ついで教部省八等出仕を経て大録に任じられ、同七（一八七四）年、伊勢神宮の大宮司となる。教導職としては、同六年三月、権少教正を手始めに、同九（一八七六）年十月には大教正となる。同十二（一八七九）年には神道事務局副官となった。明治初期における神宮の興隆に尽力し、同十四（一八八二）年の「祭神論争」では、いわゆる「伊勢派」の首領として活躍したことで知られる。翌年一月の「神官教導職分離」直後は、教派神道一派である神道神宮派を創立して神宮大宮司を辞し、その初代管長に就任した。同三十年四月十日、六十二歳にて没す。著書には『神徳論』などの教義書のほか、『神宮祭神提要』『神宮祭神略記』などの伊勢神宮関係書、さらに『賢所祭神考証』『校訂古事記』『校訂日本紀』などのような考証学的な著書も多い。彼は明治期を代表する国学者の一人であり、また神宮大宮司・神道神宮派初代管長として、神道の教化に尽力した人物でもあった。

本論文で取りあげる『三条演義』は、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター「河野博士記念室」（一般には「河野（省三）博士記念文庫」として知られている）所蔵の版本（目録番号二九三三）である。國學院大學日本文化研究所編『河野省三博士記念文庫目録』（錦正社、平成五年）

には、「刊一冊 大教院蔵板 明治六年四月序 三〇丁 二二・四糧」（二九九頁）とある。この「河野博士記念室」は、戦前期に神道学者として知られ、國學院大學学長も務めた河野省三の旧蔵書を収めた文庫である。近世の神道・国学関係の書物が中心であるが、河野は「神道教化」への関心から、明治初期の大教宣布運動に関する資料を多年にわたって収集・紹介しており、「三条教則」の衍義書もその過程で収集していたと考えられる。この方面の集書としては、ほかに類を見ない。本論文で取りあげる『三条演義』も、そうしたコレクションの一つである。

以下では、『三条演義』に見られる田中頼庸の神道観を、「三条教則」の条目に沿って節を分け、それぞれの分析を通して考察していきたい。

## 二 第一条「敬神愛国」の解釈

### （一）「敬神」の解釈

田中頼庸が『三条演義』で表明した神道観は、一般に「造化（鎔造）説」と捉えられている。「造化（鎔造）説」とは、簡単にいえば、天地開闢以前に「造化三神」（天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神）が出現し、世界万物を創造したと説くものである。当時の多くの神道家がこの説を採用していた。確かに彼は、「此世界の最初ハ、皇祖三神（造化三神―引用者註）、無始より天地造化の本祖とし、世界を鎔造し、神聖を化生し」（三丁オーウ）と述べていることから、彼が基本的に「造化（鎔造）説」の立場に立っていることは間違いないだろう。しかし田中の神道観は、単に「造化（鎔造）説」というだけで括れるものなのだろうか。彼は「敬神愛国」を解釈するにあたり、「神」を定義して、「天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神等を謂なり」（一丁オ）と述べているように、「造化三神」のみを重視しているわけではない。そこで『三条演義』の「敬神」解釈を見

ていくと、大きく、①「祭政一致」の問題、②「顕幽」の問題を、その主要な内容としていることが理解できる。神祇を「天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神」と定義したのも、このような内容と深く関係している。以下では、それぞれの内容を分析することによって、田中のいう「敬神」の意味について考察していきたい。

### ①「祭政一致」の問題

まず田中は、「凡そ神を敬し祭りを慎しむは、国を治るの要道にして、皇祖天神の詔を以て、天下万世の法と定給へる皇政の大本」(二丁オーウ)と述べ、我が国の「祭政一致」の起源を述べる。天照大神が瓊瓊杵尊に授けた「同床共殿の神勅」から始まり、ついで神祇官八神殿および鎮魂祭の由来、神武天皇・崇神天皇の敬神に触れたのち、「爾來歴世の天皇、皆其御志を継せ給ひて神祭を第一とし、国の為、民の為に福を祈り、災を攘ひ、衣食の道治り、上下各其所を得て皇猷を恢弘し、天下を平治し給ふ」(二丁ウー三丁オ)と述べている。この部分だけでも田中のいう「祭政一致」観は窺えるが、むしろそれは、次の文章に明瞭に表われているように思われる。

皇祖天神の祭祀をば、皇政の第一と定られし本原を熟考するに、此世界の最初ハ、皇祖三神、無始より天地造化の本祖とし、世界を鑄造し、神聖を化生し、伊弉諾伊弉冉尊に至て夫婦の礼典を行ひ、神人を産出し、国土万物を發育し、日月風火金水土衣食住等の神より、凡て天地の間に有ゆる事物を悉く分掌る八百萬神を生給て、各相制し相助けて四時行はれ、人民万物、生々蕃息して神化の玄妙なること、宇宙の生類、皆其恩徳を蒙らざる無し。されば、皇上ハ専ら天下の為に神祇を礼し、感応を得て人民を育し、国家を治め給ふべき天職なり。故に其造化の本祖たる皇祖天神の神慮を以て定給ひし万古不易の大経なれば、実に国を治むるの要道は、神祭より大なるハ無し(三丁オー四丁ウ)。

要するに、神道祭祀が「皇政の第一」と定まったのは、宇宙の生きとし生

ける者はみな神々の御陰を蒙っているからである。だからこそ天皇は、私心なく専ら天下泰平のために神祇を祀り、その感得を得て人民を育て国家を治めているのである、ということであろう。田中によれば、これこそが「皇祖天神」の定めた「万古不易の大経」であり、国家統治は「神祭」以上のものはないということである。そして、「天神地祇を総祭らせ給ふ所ハ、天皇の天職にして、天下の臣民も神と皇との恩頼を蒙る所なれば、深く此旨を体して専ら皇祖天神及び産土神を尊敬して、水旱を除き、豊熟を禱るべし」(四丁ウー五丁オ)と述べ、神々の祭祀は天皇の天職であり、国民も神々と天皇の御陰を蒙っているのだから、このことを深く心に留め、「皇祖天神及び産土神」を尊敬して、作物の豊穰を祈るべきであると論じている。

このようにみえてくると、田中において「造化三神」は、まず「天地鑄造」を行なった存在であるとともに、「祭政一致」の「大経」を定めた存在としても位置づけられていることが理解できよう。

### ②「顕幽」の問題

次に田中は「顕幽」の問題について述べる。はじめに「靈魂」について述べるが、田中は、人の「靈魂」を「天神の賦る所」(五丁オ)と捉えている。この説の根拠になっているのは、倭姫命の教えのようである。その教えは「神魂尊の精靈、父母の氣に入て生産る神を人神と申す。吾党の体中に坐す神なり」(六丁オ)とあつて、これから考えると、ここにいう「天神」というのは、「造化三神」の一柱である神皇産靈神を指していると考えられる。そして田中は、これを前提にして次のように述べる。

故に靈魂ハ、始ありて終り無く、神界に復命してハ無窮に神となる者なり。凡そ神と人と尊卑優劣ハ異れども、造化の道ハ顕幽同理にして、靈魂の帰も神人一致なれば、人ハ神の資本にして神界ハ人の本世なり。夫天神の徳化ハ、人を育し生長するの至誠なれば、天下の人民も固より一視同仁にして、初より靈魂を賦る所ハ一善も具すと云こと無し。故に人

の自分を尽して専ら善を行ひ道を修むる者ハ、此世を終てハ現身ハ朽ぬ  
と雖も、靈魂ハ神界に復命して無窮の福を受けるなり。或は人の自分を尽  
さずして陽に悪を行ひ道に反く者ハ、固より生前にハ朝廷の律ありて其  
人を罰し給ひ、陰に悪を行ひ道に反く者ハ、必ず死後には神明の法あり  
て其魂を罰し給ひ、或は夜見国に逐遣りて永世艱苦を受けるなり。或ハ悪  
人も幸にして生前の福を得ること無にしも非れども、死後にハ神罰を蒙  
り無窮の禍を受けるなり。又善人も不幸にして生前の苦を免る能ざれども、  
死後には神賞を蒙り無窮の樂を受けるなり。故に倭姫命の曰く、『咎ある  
者ハ黄泉国に往く、咎なき者ハ常世国に帰る』。常世国とハ即ち神界なり。  
(六丁オ―八丁オ)。

この文言をまとめると、①人の「靈魂」は「神界に復命してハ無窮に神と  
なる者」である。②神と人とはその尊卑・優劣はあるけれども、神と人とは  
一体であるから、「神界ハ人の本世」である。③これは天下の人民も同じで  
あり、生まれながらにして「善」が具わっている。④生前に「善」を行なつ  
た者は、死してのち、必ず「靈魂」は神界に帰つて永遠の幸福を受ける。⑤  
生前に「悪」を行なつた者のうち、あからさまに行なつた者は、生前に朝廷  
の法律によつて罰を受ける。また隠れて行なつた者は、死してのち、「靈魂」  
が罰を受け、「夜見国」で永遠の苦しみを受けることになる。⑥悪人のなか  
には、生前に福を受けることはあるが、死後は必ず神罰を受ける。また善人  
のなかには、不幸にして苦を受けることはあるが、死後は必ず神賞を受ける。  
以上は、人の「靈魂」を「天神の賦る所」とする立場からの「勸善懲惡」論  
と言えるだろう。序文の「天下に教はしも、多にあれども、其基本をさとの  
大旨ハ、善を勧め悪しきを懲らさしむるより他なし」(序一丁オ)という文  
章とも相応じている。

このような「勸善懲惡」論を前提として、田中の「顕幽」論が展開される。  
ここでは、天照大神・皇孫尊(瓊瓊杵尊)・大国主神・産土神のそれぞれの  
役割が述べられている。

抑天照大神の聖神、天地の始より高天原に坐して光華明彩、宇宙に照徹し、  
世界の最も照育の徳を蒙らざる無く、万物の衆も化生の恩を受ざるハ無け  
れど、誠に宇宙の大主宰にして万神無上の至尊なり。皇孫尊を天下の大君  
と定給ふ時に顕幽の分と定めて、皇孫尊には専ら顕世の人道を統治奉し  
め、幽世の神事ハ大国主神に総掌しめ給ふことは、神典にも見たるが如  
し。幽世とハ即ち神界を謂なり。爾来顕世の人事ハ、皇孫尊の朝廷あり  
て政の大綱を統治し給ひ、府県の官員に各其職を分掌しめて国土を經營  
し、人民を撫育し給ひ、大国主神ハ神界の幽事を総掌り給ひて、産土神  
にも各其職を分掌しめ、人民を蕃息し化育を續述して、皇朝の大政を幽  
に助奉り給ふ所なり。故に顕幽の分ハ、神人の異あれども、幽より顕に  
応じ、顕より幽を受けて、人民と育し万物を成し、造化の道を尽して生々  
の功を遂るに至てハ顕幽一致なり。凡て天地の間ハ神明の在ぬ所なく、善  
悪の行ハ神明の知ざる所無きのみならず、吾が靈魂ハ天神の賦りて造化  
の中に胎息する者なれば、一言一動も隠すこと能はず(八丁オ―十丁オ)。  
要するに、神々は我々の善悪、一挙手一投足を見通しているということだ  
であるが、ここで述べられている神々の役割をまとめると次のとおりである。

- ・天照大神Ⅱ「宇宙の大主宰にして万神無上の至尊」
- ・皇孫尊Ⅱ「天下の大君」であり「専ら顕世の人道を統治」
- ・大国主神Ⅱ「幽世の神事」を総掌
- ・産土神Ⅱ「大国主神の神慮を受けて「各其職を分掌」し、「人民を蕃息し化育を續述して、皇朝の大政を幽に助」ける

田中も述べているように、このうち皇孫尊と大国主神の分界は、『日本書紀』  
卷第二・神代下の記述に基づいている。また、ここに見られる「顕幽」論の  
うち、大国主神と産土神の機能については、主に平田国学系の人びとに見ら  
れるものであるが、田中の場合、直接的には大教院の刊行した『善悪報応論』<sup>12)</sup>

(明治五・六年中刊)を受けていると考えられる。この『善悪報応論』には、「幽世ノ本政ヲ論シテ賞罰ノ起源」を述べた項目があつて、次のようなことが述べられている。

産靈大神ノ神勅ヲ以テ、顕幽ノ分界ヲ定給ヘル御心ヲ窺奉ルニ、顕世ノ大政ハ皇孫尊ニ出ツト雖モ、陰善陰惡ニ至テハ、猶或ハ刑賞ノ洩ル所ナキコト能ハサレバ、必ス死後ノ刑賞アリテ、靈魂ヲ勸懲セサルヲ得ス。是レ幽界神政ノ因テ起ル所以ナリ。故ニ善惡曲直ヲ審判スルハ、大己貴神ノ大権ニシテ、我天皇ノ治給ヘル顕世ノ大政ヲ幽世ヨリ暗ニ輔奉リ坐ス御職ナレハ、顕世ニテ天下ノ府県ニ政庁アラサル所ナキカ如ク、幽界ノ内ニテモ、各邦各土津々浦々ニ鎮坐ス所ノ産土神・氏神等ヲシテ、国々処々ノ幽世ヲ分掌セシメ、氏子ノ善惡ヲ勸懲シ給ヘリ。即チ顕世ニテ賢徳功勞アル者ハ、拳テ官等ニ升セ各其階級アルカ如ク、生前ノ賢徳功勞ノ優劣ニ応スヘキ報賞ヲ賜ヒテ、神列トナシ給フ也。已ニ神列ニ加リテハ、神通自在ニシテ何モ足サルコトナク、永世不朽ニ真ノ榮榮ヲ受ケ、上天ノ神界ニ升リ、天神ノ御許ニ仕奉ルモアリ、或ハ大地ノ神界ニ止リテ、諸国ノ神祇ニ仕ルモアリテ、靈魂ノ神列トナルコトハ、初ヨリ相違ナラサレトモ、凡テ其顕世所業ノ優劣ニ報応スヘキ、当然ノ真樂ヲ受ケサル無キハ、冥府ノ神政ノ公正嚴正ナル所以ナリ(一丁ウ—三丁オ)。

ここに見られるように、大国主神と産土神の機能がほぼ一致しており、「生前ノ賢徳」以降の文章も『三条演義』に見られるものである。田中はほぼ、この『善悪報応論』の基本線を守つて「顕幽」論を説いていると見てよいであらう。<sup>(1)</sup>

このように論を展開させたのち、自身の「敬神」解釈の結論として、田中は次のように述べている。

人ハ生前より死後に至るまで、神明の賞罰ハ、終に免れ難き理を能く弁へ、天神の賦る本分を尽して善を行ひ、徳を積む者ハ、顕世の中ハ有徳の人と為り、神界に復命しては有功の神と為りて、永世の福を蒙り、上ハ吾天皇

を祝ひ福奉り、下ハ其子孫をも守り助くべきこと、天神の賦る本分にして、神恩の尊きこと是より大なるは無し。人たる者の務め行べき敬神の要道なり(十丁ウ—一二丁オ)。

これも『善悪報応論』の枠内での議論であるが、田中のいう「敬神」とは、「造化三神」から賦与された「本分」を尽して善徳を積むこと。そして、神々の恩恵の尊さに感謝の誠を捧げることであつたといえよう。

## (2) 「愛国」の解釈

十一丁に及ぶ「敬神」解釈に比べて、田中の「愛国」解釈はあつさりしている。わずかに二丁である。「人の生を好み身を愛するハ、固より人情の誠なれば、各其国を愛し生を厚する道を尽すハ、独一己の私に非るなり」(十丁ウ)というように、通り一遍のことを述べてはいるが、田中の「愛国」解釈の本領は、むしろ次の箇所に表われているだろう。

誠に天下の人民ハ、各吾祖先より職を継ぎ業を承て、神皇の歴世仕来れる開闢以来の臣子なれども、百官士夫より億兆万民に至るまで、最能く此理を弁へて、各相生養するの道を尽し、其君父の国を愛して、天地・日月と共に一系の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべきこと、天祖天神の定給へる万古不易の国体なる事を講明すべし(十二丁オ—ウ)。

ここに見られるように、国を愛して万世一系の皇統を仰ぐこと、そしてそれを、「天祖天神の定給へる万古不易の国体」であることを明らかにすることが、田中のいう「愛国」であるといえよう。

## 三 第二条「天理人道」の解釈

第二条「天理人道」の解釈も長いが、まず、田中の「天理」と「人道」の定義を示しておこう。「天理」は「造化の神理」(十三丁オ)、また「人道」

については、「人ハ万物の靈長なれば、吾に具へたる神賦の理の任に踏行ふ所を指て人道とハ謂なり」(十三丁ウ—十四丁オ)とあり、「君臣父子夫婦朋友ハ人道の最大なるもの」(同上)としている。

## (1) 「天理」の解釈

では、「天理」が「造化の神理」というのは、どのような事態をいうのであろうか。田中は「宇宙の万物悉く此理を具」(十三丁オ)えているという。彼はこれを伊弉諾尊・伊弉冉尊の神生み神話を例に説明しているが、要するに、この世における「生成」の力を言っているであろう。さらに、もしこの「造化」に、「造化三神」という意味も含まれているとすれば、それは「造化三神」の神徳によつてということになる。

## (2) 「人道」の解釈

田中は「天理」よりも「人道」の解釈のほうに分量を割いている。というのも、先に引用した「君臣」「父子」「夫婦」「朋友」それぞれに説明を施すという方法を採用しているからである。以下、要点を抜きつつ、田中のそれぞれの解釈を見ていく。

まず「君臣」であるが、「君」とは言うまでもなく天皇のことであり、それは天照大神から「天壤無窮の神勅」によつて「天下の大君」(十四丁ウ)と定められ、「天地日月と共に天下に君臨し、天神に代て万民を教育」(同上)する存在である。そして瓊瓊杵尊が、「天下の大君」と定められたのは、「天下の臣民」が「伊弉諾伊弉冉尊の神裔」(十五丁オ)だからであつて、「天神の御量として其臣民を撫治め」(同上)るためだとする。だから「臣民」は、「公卿百官より士民に至るまで、天下万世各其祖の志を継ぎ、其家の職として一向に天皇を仰ぎて忠誠を尽すべき」(十五丁ウ)存在であり、「臣民」の守るべきことは、「天地の始より天神の定め給へる君臣の常分」(十六丁オ)である。次の「父子」については、「一氣の分体」(同上)と見なし、まず「子」の

ほうから説明を施している。「子」について「終始誠敬を尽し、己を勤めて親に仕るハ人の孝道なり」(十六丁オ—ウ)と説明しているように、「子」のなすべきことは「親孝行」である。だから「親」の死後は、「終を慎み遠を追ふの誠を尽し、祭祀の礼を厚」(十七丁オ)くしなければならぬとしている。これは例として、神武天皇が鳥見山に皇祖天神を祀つた故事が引かれているように、やはりこれも「祭政一致」の問題に触れたものといえるだろう。そして「天照大神の齋鏡の彛訓に権興して、天下万世に至るまで鏡影を仰ぎて孝を致し、祭祀を謹て敬を尽し給ふ所ハ、全く天皇の御上のみに限らず、下が下まで及ぶべき人の孝道なり」(十八丁オ)とする。また「親」のなすべきことは、「慈愛を以て子を養育することを第一」(同上)としなければならぬ。だから「親ハ子を愛し、子ハ親を敬するハ、人道の常にして天神の本教」(十九丁)である。

次の「夫婦」については、「男女配偶して子を生ミ家を継ぐべき人倫の大なるを、伊弉諾・伊弉冉尊の造化の神意を受けて創給へる夫婦の大札にして、婚姻の権興なり」(十九丁オ—ウ)と述べており、単に男女間の愛を説いているのではなく、「天理」の定義である「造化の神理」が体现されるものとして捉えている。「夫婦ハ化育の本にして、天地の理ハ男女の体に具」(十九丁ウ)わつていると考える田中は、男を上位に、女を下位に位置づけ、「夫たる者ハ常に其婦を導て家道を治」(二十丁オ)める者であり、「妻子を愛しむハ夫の道」(同上)としている。また反対に「婦」は、「常に其夫に従て誠敬を尽し、家政を輔」(二十丁ウ)ける者であり、「一夫を守りて貞操を持するハ婦の道」(二十丁オ)としている。だから「夫婦」の道とは、「夫ハ表に在て外事を掌り、婦ハ裡に在て内事を掌」(同上)り、「上ハ朝廷より下ハ庶人に至るまで、夫は愛を主とし、夫ハ敬を主とし、左右に相並びて家政を治め、児孫を生育する」(二十一丁オ—ウ)ことである。

最後の「朋友」については、「交ハ専ら信を厚し、心を一にして互に相助け相親む」(二十一丁ウ)ことであると説明している。天下に傑出した人と

いえども、その人一人の力で大業が成し遂げられたわけではない。同じ志をもつ友人たちが力を貸してくれたからである。だから「朋友」の道とは、「心に合ふならば、互に道義を切磋して、人才を成就すべき古今天下に闕く可からざる道」(二十二丁ウ)である。

以上が田中の「人道」解釈であるが、最後に彼は、「凡て人民の天理の任に踏行ふべき所の要道なり」(二十二丁ウ—二十三丁オ)と締め括っている。ここにいう「天理」とは、言うまでもなく「造化の神理」たる「天理」のことであり、これは、「人道」それ自体が「天理」に基づいて行なわれることを説いたものである。<sup>4)</sup>

#### 四 第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈

天皇への崇敬と朝旨の遵守を説いた第三条は、ほかの二条と比べて最も短い。それだけ簡潔に書かれているといえるが、ここでも要点を抜きつつ、その解釈を見ていきたい。

まず「皇上」であるが、それは「天照大神の御正統の大君」(二十三丁オ) 天皇を指しているが、ここではむしろ、なぜ天皇が日本を統治しているのかを説くことに重点を置いていこう。その理由を、田中は次のように述べている。

天下の人民を御治あるべき為に、此皇国へ降奉り給ひし所以は、前にも言う如く、皇孫尊に『豊葦原水穂国汝将知国也』と詔給へるも、全て国土人民を統治め給ふべき御政の第一として天神の授給へる所なり(二十三丁オ—二十四丁ウ)。

すなわち「天壤無窮の神勅」により、「国土人民を統治め給ふべき御政の第一」のものとして天神が授けたからという説明である。

次に「朝旨」については「朝廷より出る詔旨にして、即天神の御心を御心

として、国土を経営し、人民を撫育」(二十三丁ウ)するものとし、崇神天皇の詔勅、文武天皇の宣命を引用しながら説明したのち、次のように述べる。

天皇の御職は永世不朽に天神の御託を受けて人民を撫育し給ふべき御定なり。然ども人文の開るに随て時々制度の損益なき能はず。殊に方今の

御政体の如きハ、海外の政刑・兵陣・天文・地理・律曆・度量・権衡・器械・医薬等の芸道を交取テ皇猷を潤色して天下を経綸し給ふ所なれば、今日朝廷より出る御政令ハ、皆天皇の叡慮にして、天神の御託の任に天下に君臨し人民を撫育し給ふ所なり。故に時勢の変に随て制度の損益ハあれども、天地の大道ハ終古一理なれば、当時の朝旨を遵守するハ、皇上を奉戴する所にして、神明を敬する所なり(二十四丁ウ—二十五丁ウ)。

ここでいう「当時の朝旨」というのは、崇神天皇の詔勅、文武天皇の宣命といったものを指しているのではなく、「現在の制度」という意味であろう。つまり、天皇位は天神によって永世不朽に定められたものであり、時勢の変化によって制度が変わっても、天皇位だけは変わることはない。現在の制度を遵守するということは、そのまま天皇を奉戴することに繋がるのだ、という説明である。そして田中は、『三条演義』を次のような文章で締め括っている。

神と皇との恩徳ハ、天地の大小古今の遠も比すべからざれど、教官(教導職—引用者註)たる者ハ、殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述べ、祭政一致の旨を發して、風を易へ俗を正するの教法を宣布し、天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと、説教の要務なり(二十五丁ウ—二十六丁オ)。

この文章を、これまで述べてきたことと合わせて勘案すると、田中が『三条演義』を通して述べたかったのは、「造化(鍛造)」説そのものではなく、むしろ明治維新の基本理念である、この「祭政一致」の国体についてではなかったか。そして田中にとって「教化」とは、この「祭政一致」の国体を国民に対して明らかにし、「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することであるとと思われるのである。



## 五 おわりに

以上、明治初期の教導職の神道観を考察するための一事例研究として、『三条演義』を中心に田中頼庸の神道観の一端を考察してきた。これまで述べたことをまとめると、次のようになるだろう。

- 一、田中頼庸が『三条演義』で表明した神道観は、これまで天地開闢以前に「造化三神」が出現し、世界・万物を創造したとする「造化（鎔造）説」のみが注目されてきた。しかし第一条「敬神」の解釈を見てみると、まず神を「天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神等を謂なり」と定義し、大きく、①「祭政一致」の問題、②「顕幽」の問題を、その主要内容としている。そこで、それぞれの内容を検討してみると、まず①「祭政一致」の問題に関しては、神道祭祀を「皇政の第一」定義し、そのように定まったのは、宇宙の生きとし生ける者はみな神々の御陰を蒙っているからである。だからこそ天皇は、私心なく専ら天下泰平のために神祇を祀り、その感得を得て人民を育て国家を治めているのだと説いている。次に②「顕幽」の問題については、人の「靈魂」を「天神の賦る所」とする立場から「勸善懲惡」論を説き、これを前提として「顕幽」論を展開する。ここでは、天照大神・皇孫尊（瓊瓊杵尊）・大国主神・産土神の役割が説かれ、神々は我々の善惡、一挙手一投足を見通していると説く。田中の「顕幽」論は、おおよそ『善惡報応論』の基本線を守って説かれていると考えられる。そして「田中」のいう「敬神」とは、「造化三神」から賦与された「本分」を尽して善徳を積むこと。そして、神々の恩恵の尊さに感謝の誠を捧げることであった。
- 二、また第一条の後半、「愛国」の解釈を見てみると、田中のいう「愛国」とは、国を愛して万世一系の皇統を仰ぐこと。そしてそれを、「天祖天神の定給へる万古不易の国体」であることを明らかにすることである

った。

- 三、第二条「天理人道」の解釈については、「天理」を「造化の神理」、「人道」については、「人ハ万物の靈長なれば、吾に具へたる神賦の理の任に踏行ふ所を指て人道とハ謂なり」と定義している。「造化の神理」とは、この世における万物生成の力を言い、「人道」の最たるものとして「君臣父子夫婦朋友」を挙げ、これらが「造化の神理」たる「天理」に基づいて行なわれることを説いている。
- 四、第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈については、まず「皇上奉戴」については、なぜ天皇が日本を統治しているのかを説くことに重点を置き、「天壤無窮の神勅」により、「国土人民を統治め給ふべき御政の第一」のものとして天神が授けたからと説明する。次に「朝旨遵守」については、天皇位は天神によって永世不朽に定められたものであり、時勢の変化によって制度が変わっても、天皇位だけは変わることはない。現在の制度を遵守するということは、そのまま天皇を奉戴することと繋がるのだと説明している。
- 五、田中は『三条演義』を「神と皇との恩徳ハ、天地の大も古今の遠も比すべからざれど、教官たる者ハ、殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述べ、祭政一致の旨を発して、風を易へ俗を正するの教法を宣布し、天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと、説教の要務なり」という文章で締め括っている。これまで述べてきたことと合わせて勘案すると、田中が『三条演義』を通して述べたかったのは、「造化（鎔造）説」そのものにあるのではなく、むしろ明治維新の基本理念である「祭政一致」の国体についてではなかったのだろうか。そして田中にとって「教化」とは、この「祭政一致」の国体を国民に対して明らかにし、「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することであつたと思われるのである。

- ① 明治五年(一八七二)四月二十八日、教部省達。念のため、本文を掲げておく。①「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」、②「天理人道ヲ明ニスヘキ事」、③「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事」。この三条は、「兼テ之ヲ奉体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ御趣意ニ不悖様厚相心得可申候事」とされた。以下「三条教則」の本文は、①「敬神愛国」、②「天理人道」、③「皇上奉戴・朝旨遵守」と略す。
- ② 三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻(明治聖徳記念学会、平成十九年)所収。このほか、明治文化研究会編『明治文化全集』宗教篇(日本評論社、平成四年復刻版)などにも所収。
- ③ 高市慶雄稿「三条演義・神教要旨略解題」(前掲『明治文化全集』宗教篇)二頁、三宅・前掲『三条教則衍義書資料集』下巻、一〇九八頁参照。
- ④ 代表的なものとして、三宅守常による一連の研究を挙げることができる。「三條ノ教則」と明治仏教(『印度哲学仏教学』第七号、平成四年)、「三条教則衍義書にみる神道と仏教の対論」(『日本仏教学会編』『仏教と他教との対論』平楽寺書店、平成九年)、「仏教系「三条教則」衍義書考」(『大倉山論集』四七、平成十三年)、前掲『三条教則衍義書資料集』全二巻のほか、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクト・第一回研究フォーラム「皇典講究所・國學院の校史・学術資産研究の問題点」(平成十九年十二月十五日開催)基調講演Ⅰ「三条教則衍義書と河野省三博士記念文庫」、「近代の国民教化と三条教則」『三条教則衍義書資料集』(全二巻)の刊行に寄せて(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、平成二十年)を参照。
- ⑤ 高市・前掲『三条演義・神教要旨略解題』二頁参照。
- ⑥ 田中頼庸の略歴については、井上順孝稿「田中頼庸」(國學院大學日本文化研究所編『神道事典(縮刷版)』弘文堂、平成十一年)、三宅・前掲『三条教則衍義書資料集』下巻、一〇九八―一〇九九頁、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(第一書房、昭和六十二年)三七〇頁、井上順孝「田中頼庸」(井上順孝編『近代日本の宗教家101』新書館、平成十九年)を参照した。なお田中頼庸の伝記には、二宮岳南「田中頼庸先生」(写本・鹿児島県立図書館蔵)があるが、見ることができなかったことをお断りしておく。
- ⑦ 河野省三は、明治初期の国民教化運動に関する研究をいくつか発表している。主なものとして、「明治初年に於ける思想界の側面―大教宣布運動の一考察―」(『國學院雑誌』三二―三七、大正十五年)、「明治初年に於ける神道運動の特色」(『國學院雑誌』三三―三九、昭和二年)、「明治初年に於ける教化運動」(『國學院雑誌』三七―二、昭和六年)、『日本精神発達史』(森江書店、昭和七年)、「明治初年の教化運動」(『國學院大學紀要』一、昭和七年)などがある。とくに最後の「明治初年の教化運動」には、四十点に及ぶ「三条教則」衍義書の一覧(ほかに「十一兼題」「十七兼題」など関係書も含む)が付されており、これが辻善之助「明治仏教史の問題」(立文書院、昭和二十四年)などで取りあげられ、「三条教則」衍義書研究の参考文献の一つとなっている。しかし現在の観点からみれば、この一覧も疑問の箇所が少なくない。この点については、三宅・前掲『三条教則衍義書資料集』下巻、一二一―八頁を参照。ちなみにこの一覧が最初に出たのは、「明治初年に於ける思想界の側面―大教宣布運動の一考察―」であって、これには二十七点の衍義書の一覧が出ている。次の「明治初年に於ける神道運動の特色」では、補遺としてさらに六点の衍義書が追加された。「明治初年の教化運動」の一覧は、それらの最終形態といえるものである。
- ⑧ 「河野博士記念室」(以下、河野文庫と称す)所蔵の「三条教則」衍義書は、その数七十点を超えるもので、「三条教則」衍義書の一大コレクション」と評価されている。この評価は、前掲の伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクト・第一回研究フォーラムにおける三宅の発言である。本フォーラムの概要には以下を参照。[http://www.kokugakuin.ac.jp/info/kikou/0rc/200421\\_3g\\_forum\\_1.php](http://www.kokugakuin.ac.jp/info/kikou/0rc/200421_3g_forum_1.php) (文責―藤田大誠・戸浪裕之)。
- また、三宅の編纂した前掲『三条教則衍義書資料集』全二巻は、河野文庫所蔵本を基礎として刊行されており、同文庫所蔵本のほとんどが紹介された。今後の「三条教則」衍義書の研究上、基礎的な文献となるであろう。ちなみに「三条演義」の底本は、河野文庫所蔵本ではなく、「日本大学経済学部図書館」所蔵本が使用されている。
- ⑨ 「造化(鎔造)説」は、本居宣長が「古事記伝」で展開したのを受けて、平田篤胤をはじめとする国学者に継承されていった。「造化三神」が天地開闢以前に出現し、天地を創造したと説いたのは篤胤であるが、教部省はこの説を受けて、「教書編輯条例」の第一条に「古事記神世七代ノ文及ヒ神代紀神聖生其中焉マテノ文ハ天地鎔造万物化育ノ神理ヲ知ルヘキ明文ニシテ皇道本教ノ大基礎ナレハ一言モ増損スヘカラサル事」と明記し、これが公的な解釈法となった。これについては、徳重浅吉「維新政治宗教史研究」(目黒書店、昭和十年)第十二章「大教宣布運動における天神造化説」のほか、村岡典嗣「明治維新の教化統制と平田神道」(『続日本思想史研究』岩波書店、昭和十四年)三四〇―三四一頁など参照。また天御中主神観の変遷に注目したものと、佐々木聖使「幕末国学における天之御中主神観」(『日本大学精神文化研究所紀要』二五、平成六年)、同「明治初期における天之御中主神論」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊二二、平成九年)がある。
- ⑩ 以下「三条演義」の引用は、河野文庫所蔵版本に拠る。引用にあたっては、読みやすさを考慮して、適宜句読点等を付したほか、引用文の最後には括弧内に丁数を示した。ただし本文に夥しく振られたルビは削除した。
- なおこの文章が、のちに批判されたことは有名で、田中は再版の際にこの文章を

削除せざるを得なかつた。徳重・前掲『維新政治宗教史の研究』六七〇—六七二頁参照。また村岡典嗣は、「要するにこれ、平田神道が、渡辺重石丸の真天主教即天御中主教にまで発展しようとした創造神説に於いて、その内部の統制を全うしえなかつたことを語るものに外ならず、古典学に制約された彼等の神学の、未熟な結果に外ならぬ」(前掲「明治維新の教化統制と平田神道」三四二—三四三頁参照)と指摘している。

(11) この「造化(鎔造)説」の主たる批判者は仏教者であつた。その代表的な例が島地黙雷である。黙雷の「造化(鎔造)説」批判については、三宅・前掲「三條ノ教則」と明治仏教、佐々木聖使「仏教者の天之御中主神論」(『日本大学精神文化研究所紀要』二九、平成十年)、拙稿「島地黙雷の神道論形成——「神」祖先論の形成過程を中心に——」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平成二十年)など参照。

(12) たとえば、平田篤胤の高弟である六人部是香が挙げられる。是香は、師・篤胤の「顕幽」論をさらに発展させ、「産須那社」信仰に基く幽冥思想を構築した。六人部是香の「顕幽」論については、鈴木暎一『国学思想の史的研究』(吉川弘文館、

平成十四年)、宮城公子『幕末期の思想と習俗』(ペリかん社、平成十六年)、星野光樹「六人部是香と神事について」(『神道宗教』一九三、平成十六年)など参照。『三条演義』に見られる大國主神と産土神の機能は、後述するように、『善悪報応論』に拠っていると思われるが、是香の「産須那社」信仰論によく似ている。以下、『善悪報応論』の引用も、河野文庫所蔵版本(目録番号三一五五)に拠る。『河野省三博士記念文庫目録』には、「刊一冊 大教院蔵版 一八丁 二二・四纏」とある。なお引用の要領は、『三条演義』と同様。

(13) 前述の「教書編輯条例」第五条に「人魂及ヒ其昇着ハ善悪報応論ニ依ルヘキ事」とある。田中はこの規定に基づいて、『善悪報応論』を典拠にしたのであろうと思われる。

(14) 田中の「人道」解釈は、全体的に見て儒教的であるように思われる。とりわけ「父子」の説明のなかに、親の死後、「終を慎み遠を追ふの誠を尽し、祭祀の礼を厚」くするという文章を見ると、なおさらそのように思われる。このことに関して、どのような思想的影響があつたのかという点については、今後の課題としたい。